

2023年度の主な事業報告

社会福祉法人 藤聖母園

社会福祉事業

法人本部

2023年4月1日「こども家庭庁」が発足し、また幼保連携型認定こども園、保育園等に置き去り防止を支援する車輛への安全装置の設置が義務化されました。5月8日には2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に移行となり、マスク着用も個人の判断に委ねることになりました。さらに昨年度は記録的な猛暑と、物価上昇により国民生活に大きな影響を及ぼした1年となりました。

当法人の経営に直接影響する出来事として、中央最低賃金審議会が示した全国の最低賃金は過去最大の引き上げ幅となり1,000円を超えて1,002円が目安となり、青森県においても45円引き上げられ最低賃金は898円となりました。また今年の春闘では大手企業をはじめ多くの中小企業で、新規採用者の初任給を引き上げ優秀な人材を確保する積極的な姿勢が目立ちました。

当法人では給与規程等見直し委員会を開催し最低賃金を898円としたものの、今後更なる賃金引き上げが見込まれることから各施設・事業所の運営に大きく影響するものと危惧しております。また各施設・事業所で人員不足も大きな問題となっております。人員不足により職員一人ひとりの業務負担が増えることから、新たな職員の募集をするも人員増とならず人材確保は事業継続のための喫緊の課題となっております。

主な事業概要としては

年度当初計画した評議員会、理事会の開催は計画通りの開催となり多くの議案が承認されております。またこれまでコロナ感染予防のため中止としていた本部、各施設・事業所での研修会、日帰り旅行、施設外活動、入園式、卒園式、運動会、クリスマス会、避難訓練等様々な行事も復活し、行事等の実施状況はコロナ以前の状態にまで回復することができ、施設利用者の笑顔が見られました。

こうした中で、いくつか事業推進上の特筆すべきことを挙げます。

第一に弘前大清水藤こども園（旧・弘前大清水保育園）の新園舎建築についてです。

2023年3月20日に起工式を行い、その後予定どおり工事が進み、12月26日無事建物が完成し竣工式を執り行いました。新園舎での保育は2024年2月から始まり、今年3月に卒園した子どもたちもわずかな時間ではありますが新しい園舎で園生活を送ることができました。4月1日からは正式に幼保連携型認定こども園 弘前大清水藤こど

も園としてスタートしており、子どもたちの元気な歓声が園舎内に響いております。

尚、旧園舎は2024年3月までに取り壊され現在は更地となっております。

第二に弘前大清水ホームの建物老朽化に伴う改築についてです。

弘前大清水ホームの建設場所は、旧弘前大清水保育園跡地に建設を予定しております。すでに建設に係る補助金の申請を国、青森県に提出しており2024年4月3日青森県から内示を受け補助金の金額も示されております。今後一般競争入札に向けた入札参加資格審査委員会を開催するなど早期の着工を期し、2024年11月の着工、2026年3月の竣工、落成を目指すこととしております。

第三に弘前市大清水希望の家の障害者共同生活援助施設「ブルーエルの家」の事業廃止についてです。

2017年度から利用者とその保護者の方からの要望で事業を展開していた、障害者が共同生活を営む場であったグループホーム「ブルーエルの家」は、夜間の支援員の確保が厳しいこと、利用者の土日の帰宅による減算で収支状況が悪化したことからやむを得ず2023年度は事業を休止しております。同じく養護老人ホーム藤ホームに併置しておりましたヘルパーステーション藤についても2020年から休止しております。両事業所の今後については、2024年度の経営戦略会議において、事業継続の見通し等について話し合いを行いその結論等について理事会、評議員会に上程し審議していただくこととしております。

第四に社会福祉法人藤聖母園創立80周年に向けて

来る2026年に社会福祉法人藤聖母園は創立80周年を迎えます。昭和21年、財団法人慈恵会をその前身とし、戦災孤児救済を目的に掲げて児童養護施設を創立してから80周年を迎える今、当然のことながら社会の状況は創立当時とは大きく様変わりしております。少子化、高齢化、人口減少等が進行し、社会福祉事業も予断を許さない厳しい経営を迫られており、将来を展望した確かな計画のもと、健全で見通しをもった法人経営をしていかなければなりません。そこで、社会福祉法人藤聖母園として、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉の3分野における現状を踏まえた問題や課題とその解決に向けた取り組みを策定し、それをもって分野を超えた法人全体としての将来像とした「経営ビジョン」を策定すべく事業運営委員会を改編しました。事業運営委員会で策定された「経営ビジョン」を理事会、評議員会で承認を得た後80周年記念の事業として公表し、次の100周年に向けた土台作りとしたいと考えております。

最後に当法人の基本理念である「一人ひとりが かけがえのない存在として 生きること」を大切にし、乳幼児から児童、高齢者そして障がい者など福祉サービスを必要としている多くの人たちのために幅広い事業を展開し、地域住民から支持される総合法人を目指

してまいります。

尚、各施設・事業所における事業の状況については、各施設・事業所の事業報告書に記載しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上2023年度の社会福祉法人藤聖母園の事業運営について概括しました。

児童養護施設 藤聖母園

1 施設設置目的

児童養護施設は、さまざまな理由から保護者がいない、または保護者から適切な養育が受けられない児童を養育し、自立のための支援を行う施設です。

2 定員、現員、入所児童処遇の動き

児童養護施設本体(34名)と地域小規模児童養護施設2棟(12名)合計定員46名
2023年度は34名で開始しています。

通常ユニット(男女2か所)と自立を想定したユニット(女子1か所)及び小規模グループケア(女子1か所)を継続しています。

幼稚園卒園(2名) 小学校卒業(3名) 中学校卒業(2名)

高校卒業生7名(県外進学2名 県内・外就職5名)

3 施設・設備の整備

キュービクルの交換工事と雲谷研修センターエアコン設置

4 職員の活動状況

安心安全な生活の確保及び維持と丁寧な支援を心掛けました。また、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に引き下げられたため、感染予防に努めながら行事を再開することで、子どもの健全育成につなげました。

5 年間の主な行事、その他

- 4月 ご復活の集い
- 5月 雲谷研修センター利用 母の日の集い
- 7月 第三者評価児童面接 青森県児童養護施設協議会スポーツ交流会
- 8月 雲谷研修センター利用 キャンプ 三内墓地お墓参り 大掃除
青森県防災教育センター見学
- 9月 第三者評価受審 町会合同防災訓練 聖母園運動会
- 10月 共同募金活動 施設野球交流会
- 11月 マリア祭
- 12月 地域交流クリスマス会 自治会クリスマス会 年末大掃除 年末食事会
- 1月 新年のあいさつ
- 3月 卒業卒園感謝の集い 年度末大掃除 感謝とスタートの集い

幼保連携型認定こども園 青森藤こども園

本園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに0歳からの子どもに対する教育・保育を一体的に行います。これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的としています。

定員 1号認定子ども45名、2号認定子ども42名、3号認定子ども38名

計 125名 現員 140名 (2024年3月1日現在)

開所時間 7時 閉所時間 20時 (延長保育時間18時から20時)

教育・保育の基本方針である『一人ひとりの子どもをかけがえのない存在として大切にすること』を念頭に置き、一人ひとりの子どもはかけがえのない存在として教育・保育を行いました。

教育・保育の目標のめざす子ども像「思いやりがあり 明るく元気に遊ぶ子」を育てるため、職員一人ひとりが、「思いやりがあり 明るく元気に遊ぶ子」の像を具体的にイメージし、チームとして支え合い、協力しながら教育・保育を行いました。友だちとともに、子ども自らが考え、工夫し、夢中になって遊ぶ姿が見られました。

教育・保育の重点目標である「すすんでいろいろな活動に参加できる環境作り」は、環境作りについて意識し、目標を立て教育・保育を行いました。その結果、子どもが自分から環境と関わり、遊びを通して生きる力を育めるようになりました。「すすんで」遊び、「活動する」ことができる「環境作り」を推進しました。

○今年度も人が人を育てることを念頭に置いて、職員の人材育成に取り組みました。予定していた職員研修は、職員の成長につなげることができました。職員会議、クラス会議、給食会議などでは職員の誰もが意見を言えるよう配慮しました。

○働きやすい職場作りを目指し、子どもも職員も楽しんで過ごせることを第一に考えた事業運営を心がけました。そのための手だてとして行事の精選、業務内容の検証、職務分掌の見直しなどを行うことができ定着してきました。

○毎週金曜日はノー残業デーとし朝会や職員会議で周知と働きかけを行いました。施設に近接する職員が借りている駐車場の除排雪の実施し、職員の負担軽減も図りました。

○園児の安全確認、職員の業務量の軽減のために ICT システム「コドモン」の導入を決め、2023年度内に稼働できるよう準備を進めました。導入にあたっては職員や保護者への周知、園児の登録などを行い3月から登降園の打刻を実施し登降園の管理を行いました。

○施設整備として、計画していた幼児棟の職員室とばら組、ゆり組のLED照明交換工事を実施しました。

弘前大清水保育園

○施設の設置目的は、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図り、家庭との密接な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して養護及び教育を一体的に行う児童福祉施設です。

○定員 60名 現員59名（2024年3月31日現在）です。

○園の特色として、園庭の他に、芝生やホームの中庭など豊かな自然に囲まれ、綺麗な草花や虫たちと触れることができます。施設の体制として、縦割り保育を実施し年上の子が下の子を手伝い、下の子は上の子の行動を見ていろいろなことを学びます。

○主な事業は、特別保育事業として、延長保育事業、障がい児保育事業、一時預かり事業を実施しています。

○主な施設・設備の整備では、2023年3月20日から新園舎建築工事を着工し、2023年12月26日に落成式を行い、2024年2月1日から新園舎で保育を行っています。

○その他年間の主な動きとしては、2024年4月1日からの幼保連携型認定こども園への移行に向けて準備を進めました。

若葉乳児院

1 施設設置目的

- ・事情があって保護者の下で暮らすことのできない0歳から3歳未満の乳幼児に、第2の家庭を提供します。

2 定員、現員、入所者の処遇の動き

- ・定員 10名 現員 9名
- ・2023年4月1日から1グループ、9月1日から1グループ追加し2グループで小規模グループケアを実施します。

3 実施した主な事業

- ・乳幼児の入所措置児を受け入れました。
- ・乳幼児の委託一時保護児を受け入れました。
- ・退所児及び保護者の家庭訪問・電話訪問によるアフターケアを実施しました。
- ・フォスタリング事業において、里親制度の普及促進、里親研修、里親委託推進、アフターケアを実施しました。

4 施設・設備の整備

- ・屋上に転落防止及び目隠しのためのネットを張り、屋上で遊べる環境を整備しました。
- 5 職員の活動状況
 - ①乳幼児の養育及び養育環境の整備。
 - ②院外・院内研修会へ参加。
 - ③自己評価を実施。
 - ④退所児の養育環境の把握・保護者へのアフターケアを実施。
- 6 年間の主な行事、その他
 - ①新型コロナウイルス感染防止対策をしながら、保護者との面会を実施しました。
 - ②火災・地震・津波、不審者などを想定した避難訓練を実施しました。
 - ③個別の院外保育、季節毎の行事への参加をしました。
 - ④職員会議、保育会議、自立支援計画会議、給食会議及びケースカンファレンスなど、院内会議を定例開催しました。
 - ⑤「野菜を植えよう」・「手巻き寿司」・「トウモロコシの皮むき」など、野菜嫌いを減らし楽しく食べることにつなげる食育活動を実施しました。

フォスタリング事業 わかば

1 事業の目的

こどもの健やかな育ちのため家庭養育優先原則に基づき、青森県と本法人との間で「令和5年度里親養育包括支援事業に係る委託契約書」を交わし、里親コーディネーターを配置し、以下の事業を実施しました。

2 実施事業

(1) 「里親制度普及促進・リクルート事業」

- ①青森市内大学に出向き、学生に里親や里親制度、フォスタリング事業の説明をし、広報活動を行いました。
- ②里親募集のパネル展やリーフレット・チラシ配布を行いました。
- ③フォスタリング3施設（青森・弘前・三沢）が連携し、早稲田大学教授上鹿渡和宏氏を迎えて里親制度啓発の講演会を行いました。

(2) 「里親研修・トレーニング等事業」

- ①養育里親・養子縁組里親基礎研修、養育里親・養子縁組里親登録前研修、養育里親・養子縁組里親更新研修を実施しました。
- ②未委託里親研修・委託里親研修を実施しました。

(3) 「里親委託推進等事業」

- ①東青下北フォスタリング会議、里親委託推進委員会、里親委託に伴う候補者選定会

議、マッチングに伴う日程調整会議等に参加しました。

②里親委託前家庭訪問、マッチングを実施し、助言しました。

③新規里親希望者に対し、ガイダンスを実施しました。

(4)「里親訪問等支援事業」

①青森県里親支援専門相談員会議、東青里親会例会、東青里親会総会等の会議に参加しました。

②里親委託後の家庭への家庭訪問を実施し、相談に対応・助言しました。

③里親委託後の家庭に対し、レスパイトケアを実施しました。

養護老人ホーム 藤ホーム

○施設の設置目的

老人福祉法の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とした施設です。

○定員数

①養護老人ホーム 定員 55名：現員 50名

②青森市高齢者生活管理指導短期宿泊事業 定員 1名：現員 0名

○主な事業

①養護老人ホーム

- ・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対し、市町村が措置を行い、入所者が自立した日常生活を営み社会的活動に参加するために必要な指導・訓練等を行っています。
- ・健康維持・体力づくり（のびのび体操）、自立課題、余暇活動・創作活動（クラブ活動：音楽クラブ・華道クラブ・お達者クラブ・カラオケ等）

②青森市高齢者生活管理指導短期宿泊事業

- ・虐待等の理由により、居宅において適切な支援を受けることができない場合に、緊急的に一時的に宿泊させ避難させるとともに、体調管理や自立へ向けた生活習慣等の指導を行います。

○職員の活動状況

- ・職員会議・給食会議
- ・職場内研修（人権擁護・虐待防止、事故・ヒヤリハット、感染対策、食中毒、身体拘束・虐待防止、口腔ケア等）
- ・職場外研修（高齢者介護協力研修会2名、介護支援専門員再研修・更新研修1名、社会福祉士実習指導者講習会1名、特定給食施設等研修会1名、法人職員研修会3名、認知症介護基礎研修3名、処遇困難事例研修4名、介護支援専門員基礎資格別スキルアップ研修1名、介護福祉士実習指導者講習会1名、日本カトリック高齢者施設協会北海道・東北支部研修会1名）

○年間の主な動き

- ・防災訓練7回（火災、土砂災害、地震、消防団合同訓練等）
- ・施設内委員会9回～19回（広報、行事、事故・ヒヤリハット、身体拘束廃止、人権擁護・虐待防止、感染対策、安全対策、研修、要望等解決処理等）
- ・行事（お花見ドライブ、ミニミニ運動会、納涼祭、聖母被昇天、敬老祝賀会、慰霊祭、クリスマスのお祝い、年越し、年末感謝の祈り、お正月遊び、豆まき、ひな祭り等）
- ・その他
各種の選挙不在者投票（青森県議会議員、青森県知事、青森市長等）、健診（結核健診・健康診断）、ワクチン接種（新型コロナ・インフルエンザ）、職場体験・実習生（戸山中学校2名、明の星短期大2名、青森県立保健大1名）

内包型特定 藤ホーム

○施設の設置目的

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な特定入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とした事業です。

○定員数

特定施設入居者生活介護 定員20名：現員17名
（事業所番号 0270102585）

○主な事業

特定施設入居者生活介護

- ・要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行っています。

○職員の活動状況

※養護老人ホームと共通で同じです

○年間の主な動き

※養護老人ホームと共通で同じです。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 藤の園

特別養護老人ホームは、常時介護を必要とし、自宅では介護が困難な方に対し日常生活介護や療養上のお世話を行う高齢者介護施設です。全室個室ユニット型で、移転改築後17年が経ちました。入居定員は60名で、2024年3月31日現在、57名の方が入居されています。10名のユニット単位で、馴染みの環境と入居(利用)者、職員が対応する

ことで、安心して毎日を過ごしていただいています。ユニットのリビングでくつろぎながら、ご家族が来訪した場合は、個室で話せるなどプライバシーにも配慮されています。また、看取り期に入られた時も、ご家族が寄り添える空間となっています。

併設している短期入所生活介護(ショートステイ)は、地域で生活する利用者が、可能な限り居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活上の世話等を行う、6名定員の事業所です。繰り返し利用される方が多く、長期入居移行時も安心しておられます。

施設では、本人・ご家族の希望を考慮しながら入居者一人一人に対して支援計画を作成し、充実した毎日を過ごしていただけるようサービスを提供しました。新型コロナウイルス感染症の5類への移行により制限が緩和されてからは、園庭散歩や園内行事、外出の機会を設定、行事食の提供等、四季の移ろいを感じていただけるよう努めました。

地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンター藤の園

地域密着型通所介護は、18名以下の小規模の事業所で、特別養護老人ホーム内に開設し2024年2月で6年が経過しました。身近な地域で生活する方が心身の衰えにより、不自由さや孤独感を感じ自宅にこもりがちになることを予防します。そのため活動を促しつつ日常生活のサポート(通所時の健康チェック、施設での入浴・食事・レクリエーション活動、生活機能訓練など)を提供することで生活機能の維持・向上につなげ、自身が生きがいを感じる機会を提供しています。また、家庭での介護負担軽減に向け、担当ケアマネージャーと連携し、効果的な情報の共有化に取り組んでいます。

地域に根差した事業所を目指し、身近な戸山地区で一層の周知に向け広報活動を行うことで、地域の方々の協力を得ながら年々デイサービスセンターとして定着度が増しています。2024年度月平均利用者数は前年を上回り11.1名でした。活動状況は、ご自身のペースで時間を過ごされる方が多いため、レクリエーションの内容に配慮しながら、外出行事の機会を増やしました。充実した時間となり、利用者の皆様に喜んでいただくことができました。

年に2回行われる、戸山地区代表者と利用者様との意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の5類への移行に伴い対面で実施することができました。各代表者の皆様方からは、貴重なご意見や励ましのお言葉を頂き、地域の方々が期待するサービスについて共有することができました。

特別養護老人ホーム・短期入所生活介護事業所 弘前大清水ホーム

1 施設設置目的

弘前大清水ホームは、特別養護老人ホームとして常時介護を必要としながら在宅での生活が困難な要介護度3以上で65歳以上の方、40歳以上で特定疾病をかかえている要介護度3以上の方の食事、排泄、入浴、機能訓練等の生活全般を支援しています。

2 定員、現員、入所者の処遇の動き

定員80名、現員80名、短期入所生活介護併設空床型2床、現員2名、平均要介護度4.08（2024年3月31日現在）です。利用者の状況として、重度の認知症や疾病を抱えた方、胃瘻造設、喀痰吸引などの医療依存度の高い方が多く医療的な対応については、嘱託医の所見を伺いながらできる限り施設で支援しています。

2023年度亡くなられた利用者のほとんどが施設で最期を迎えておりパストラルワーカーを中心に看取りプログラムに沿って家族のいない時間を寂しくないように、そして容態を観察しながら一緒に過ごし、生命の灯が消えるまで全職員で支援しています。生前、弘前大清水ホーム共同墓地への埋骨を希望していた利用者の方は入所から看取り、埋骨という人生の締めくくりまでを支援することができました。

3 実施した主な事業

短期入所生活介護事業は、在宅で介護している介護者が病気・旅行・冠婚葬祭介護疲れ等により、在宅での生活が困難になったときに一時的に支援しています。

弘前大清水ホームは併設空床型2床として稼働しており今年度の利用延人数は590名でした。

4 施設・設備の整備

施設整備については、老朽化のため修繕しながら環境を整え利用者の生活に支障がないように取り組みました。

施設の改築については、昨年8月3日に弘前市を窓口として青森県に「令和6年度社会福祉施設等施設整備計画書」を提出することができました。

5 職員の活動状況

介護サービスの質を維持、高めていくために毎年度研修や資格取得について各職員の希望を調査しています。48の研修会や会議に延べ74人の職員が参加し自己研鑽に努めました。また、介護福祉士会主催の研修の講師に1名、地域密着型外部評価に職員1名を派遣しました。

6 年間の主な行事

四季折々の行事を催すことで少しでも楽しい時間を過ごしていただけるよう取り組みました。4年ぶりのりんご狩りは久しぶりの外出でした。

藤聖母園在宅介護支援センター

老人福祉法による在宅高齢者の福祉に関する相談を行うこと、青森市地域包括支援センターのランチとしての機能を果たすことを目的としています。

地域の方を対象に、ロコモ体操を実施しており、92回開催し、537名の参加がありました。継続して参加されている方が多く、積極的に自主的に活動を行っております。また、筒井地区社協こころの縁側事業は6回開催し、105名が参加しました。活動を通して、介護保険について知りたいとのご意見もいただき、サービスについて説明をする場を設けるなど、地域の方のニーズに沿った活動を行いました。

また、地域包括支援センター主催の会議や研修にも参加し、連携強化と質の向上に努めました。

藤児童発達支援センターくれよんはうす 児童発達支援事業

青森市内の発達に課題のある3歳～6歳の児童が、日々家庭から通い、その置かれている家庭状況や発達の状況を把握した上で、基本的な生活習慣面の自立へ向けた支援と集団適応へ向け発達を促すことを目的とした支援です。

児童発達支援事業と、保育所等訪問支援事業を行っています。児童発達支援の定員は12名で、現在の契約児童数は25名（2023年2月1日現在）です。敷地内の児童養護施設藤聖母園の体育館と、藤こども園の園庭は共用設備で、小集団の療育活動後の運動の拡大と環境に変化を持たせるため活用しています。

職員構成は、園長兼児童発達支援管理者と、児童指導員と保育士、児童指導員、調理員、事務員となっています。

一日約12名の児童に対して直接処遇職員を7名前後配置し、小集団活動と個別活動を効果的に取り入れ子どもにそった支援をしています。身近な処理の自立へ向けた援助、発達課題に沿った個別活動、自由遊び、小集団療育活動（運動感覚、音楽リズム、認知課題グループ活動、制作等）、動的な活動（体育館、散歩、遊具遊び）、給食、休息又は個別活動、おやつへの援助等日課に沿って発達支援をしています。

家族支援では、月1回の親子指導・面談や、親子教室等を通してこどもの課題の共有、受容に向けて相談援助をしています。

行事は、入園式、親子参加活動、親子遠足、七五三のお祝い、クリスマスの集い、生活発表会、卒園式等を実施しています。

保育所等訪問支援事業では発達に課題がある児童が通う集団先の保育園等に、訪問支援員が訪問して保育や幼稚園の日課の流れに沿って、お子さんへの直接支援や、保育士等に支援を助言する支援です。保育所等訪問支援は、定員はなく、4名（2023年度5月1日現在）の児童の各支援先にスタッフが訪問し支援を行なっています。訪問支援員は、児

童指導員が担当しています。お子さんの集団での状況を把握し課題を確認した上で、個別支援計画を立案し、集団適応に向けた支援を園の集団活動の流れに沿った形で工夫し取り組んでいます。実施後は、連絡帳や話し合いで保護者、保育所等訪問支援先、くれよんはうすの三者で状況を共有し本児への働きかけや次の支援へ生かしています。集団の中でお子さんがどこの部分でつまずき、どのような支援をすればよいのかが明確になり、保護者や支援先にも子どもの課題の理解に繋がっています。

弘前大清水学園(児童発達支援センター)

弘前大清水学園は、児童発達支援センターとして就学前の幼児を対象に児童発達支援、保育所等訪問支援事業、ほかに療育事業（青森県、弘前市より委託）により発達の気になる段階の子からの相談・支援をしています。

1 児童発達支援事業（福祉サービス）

○発達支援：1日の定員は30名。契約児数は、4月初35名で、年度末に45名の契約となりました。子どもたちの活動を通して健全な成長を育むと共に、一人ひとりに応じた発達課題に対する支援を行うことを目的としています。通園は中南地区からしています。クラス編成は、職員が新任者、育児休暇者がいたことから、3クラスから始め、終盤4クラスで運営しました。

○家族支援：保護者勉強会として就学、入学後の体験談、放課後等デイサービス等の情報提供等を行い、ペアレントトレーニングにも取り組みました。

○地域支援：関係機関の連携を目的に「障がい幼児療育研究会」に28名の外部関係者が参加しました。

2 保育所等訪問事業（福祉サービス）

保育所等の在籍園における支援が必要な児への訪問型事業で、保育所等に訪問し、児童に対する直接的な支援や、保育士等に支援、助言を月2～4回行います。当年度は3名の契約児でした。

3 療育支援事業（福祉サービス外）

○弘前市の「ひろさき子どもの発達支援事業」

○青森県の「障害児等療育支援事業」は、市外の広域を対象にしています。

外来療育事業は、発達の気になる段階の子が参加できる親子教室で、当年度は延べ772件、訪問・出張で141件です。園等の支援は21件（県）、巡回サポート事業は市内12か所の園に訪問しました。

4 独自事業（平成2年～）

「こども発達相談室」通園児外のお子さんを対象にしています。

放課後等デイサービス事業所 やっほ〜クラブ

事業所は、弘前大清水学園と棟続きですが別事業所として平成21年から現在の建物で事業を実施しています。

放課後等デイサービスの目的として学校の放課後や休業日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与するための事業です。一人一人のニーズと状態に沿った個別の支援計画を基に発達支援をしています。

定員は、10名で契約者は18名でした。市町村地域生活支援事業の任意事業の日中一時支援事業は、定員10名です。職員は、途中入職者1名が加わり5名で支援をしています。月曜日～土曜日開所しており、放課後から利用でき、学校までの迎えと希望者にはご家庭までの送りを行います。学校休業日は、9:00～17:00（延長預かり7:30～9:00、17:00～18:00）です。

対象児童は、小学1年生から小学6年生までの障がいを持つ児童です。中・高校生に向けての土台作りや余暇活動の拡大、充実を図れるよう段階的なプログラムを企画し、提供しています。放課後等デイサービス事業所やまびこクラブへは利用児が中学生に進学した時に移行することを前提にしています。やまびこクラブとの交流では、保護者も参加し、交流を目的とした行事として年2回企画しています。他に合同活動（2か月ごとに実施）合同クリスマス会等を企画しスムーズなやまびこクラブへの移行を目指しています。

家族支援として、大人の制度(障がい者の福祉サービス等)について知る機会として、高校を卒業したやまびこクラブ卒業生による座談会などの保護者勉強会も企画・実施しました。

放課後等デイサービス事業所 やまびこクラブ

事業の目的：学校の放課後や休業日において生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための事業です。一人一人のニーズと状態に沿った個別の支援計画を基に発達支援をしています。

定員は、10名で契約者数は19名です。市町村地域生活支援事業の任意事業の日中一時支援事業は定員5名です。職員は、児童発達管理責任者含め6名で支援しています。月曜日～土曜日まで開所しており、放課後から利用でき、学校までの迎え、希望者にはご家庭までの送りを行います。学校休業日は、9:00～17:00（延長預かり7:30～9:00、17:00～18:00）です。

対象は、中・高校生中心の障がいを持つ児童です。当事業所は、放課後の活動の目標として、安心して楽しく過ごせる居場所となるようにしつつ将来に向け、卒業後の見通しをもって段階的なプログラムを提供することとしています。

利用児は、「放課後等デイサービス事業所やっほ〜クラブ」から移行しています。中学生

弘前公園桜祭り見学
7月 大清水まつり
12月 クリスマスの集い

※毎月 誕生会
※各種健診（耳鼻科・内科・成人病）

障害児・者サポートセンター大清水

1 施設設置目的

幼児、児童から成人、高齢者に至るまで、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、また家族にも寄り添い真摯に向き合っ様々な相談に応じていくことを目的としています。

2 定員・現員・入所者の処遇の動き

2023年度の契約者の総数は、258名で、内訳は児童が177名、成人が81名です。児童の契約者が全体の約70%を占めていることが特色となります。

3 実施した主な事業

①障害児相談支援事業

新規契約は14件で、総契約者数177名、計画件数173件、モニタリング件数は265件でした。

②特定相談支援事業

新規契約は4件で、総契約者数81名、計画件数96件、モニタリング件数は269件でした。

③地域生活支援事業（相談支援事業） 弘前市委託事業

相談件数は437件で、実人数は305名でした。対象者の年齢層は0歳から18歳未満が403名で全体の92.2%を占めています。相談内容は保育・教育関係が305件で69.8%、次いで福祉サービス関係が13.7%を占めています。

4 施設・設備の整備

（弘前大清水希望の家内）事務室兼職員室・相談室2室

5 職員の活動状況

所長兼相談支援専門員1名・相談支援専門員2名

（主な業務内容）

- ・サービス提供方法の説明及び支援
- ・サービス等利用計画作成
- ・訪問によるモニタリング

6 年間の主な行事

7月大清水まつり

藤ヨゼフハウス（介護サービス包括型）

社会福祉法人藤聖母園の基本理念であるキリスト教の人間愛の教えに基づく「一人ひとりが かけがえのない存在として 生きること」を基本方針とし、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めるとともに、地域における様々な活動を通して相互に交流し、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう適切な支援・援助を提供します。障害がある方の意思や人格を尊重し、本人らしい自立と社会参加で豊かな生き甲斐のある生活の実現に向けたサービスを提供しているグループホームです。

2023年度の定員・現員については、利用者の状況（定員37名、現員37名）新規入居者 男性2名（日中サービス支援型より1名・在宅より1名入居）でした。

支援の目標として「障がいのある方が地域で自分らしく生活できるように支援します」を掲げています。

生活全般にわたり自立した生活が送れる支援を行い、干渉し過ぎず適度な距離を保ちつつ、意思を引き出せる支援を継続しています。

職員の活動状況として避難訓練を年4回実施し、夏季の訓練時は熱中症対策として水分補給を試み、災害等業務継続（BCP）を想定した避難誘導訓練を行いました。

その他年間の主な動きとして、常時50人以上の職員が在籍することにより9月に衛生委員会を設置しました。産業医が職員の健康や各ホームの巡回を通して危険箇所等に助言を頂き、問題のある場所は改善へ向け、職員の健康管理についての意識を高めました。

藤ヨゼフハウス（日中サービス支援型）

社会福祉法人藤聖母園の基本理念であるキリスト教の人間愛の教えに基づく「一人ひとりが かけがえのない存在として 生きること」を基本方針とし、24時間昼夜問わず支援体制を確保することにより、障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように意思や人格を尊重した自立生活と社会参加を目的とした支援を提供する障がい者のグループホームです。

2023年4月に開設し、利用者の定員19名に対し、現員19名です。

支援の目標として「障がいのある方が地域で自分らしく生活できるように支援します」を掲げています。

生活全般にわたり自立した生活が送れる支援を行い、干渉し過ぎず適度な距離を保ちつつ、意思を引き出せる支援、一人ひとりの障害特性を理解するとともに本人が感じる豊で生きがいのある生活とは何かを探りながらサービスの提供に努めました。具体的な結果は目に見えないが「存在価値」「生活の充実感」などの人間尊重の立場に立って職員が寄り添うことを継続しています。

職員の活動状況として避難訓練を年4回実施し、夏季の訓練時は熱中症対策として水分補給を試み、災害等業務継続（BCP）を想定した避難誘導訓練を行いました。

その他年間の主な動きとして、常時50人以上の職員が在籍することにより9月に衛生委員会を設置しました。産業医が職員の健康や各ホームの巡回を通して危険箇所等に助言を頂き、問題のある場所は改善へ向け、職員の健康管理についての意識を高めました。

藤ヨゼフハウス（併設型短期入所）

社会福祉法人藤聖母園の基本理念であるキリスト教の人間愛の教えに基づく「一人ひとりがかけがえのない存在として 生きること」を基本方針とし、日中サービス支援型の併設型短期入所として併設しています。医療機関等からの受入れや居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入居を必要とする利用者につき24時間昼夜問わず支援体制を確保しています。障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように意思や人格を尊重した自立生活と社会参加を目的とした支援を提供します。

2023年4月に開設し、定員1名でスタートしました。

支援の目標として「障がいのあるかたが地域で自分らしく生活できるように支援します」を掲げています。

生活全般にわたり自立した生活が送れる支援を行い、干渉し過ぎず適度な距離を保ちつつ、意思を引き出せる支援、一人ひとりの障害特性を理解するとともに本人が感じる豊で生きがいのある生活とは何かを探りながらサービスの提供に努めています。具体的な結果は目に見えないが「存在価値」「生活の充実感」などの人間尊重の立場に立って職員が寄り添う支援を意識しています。

相談支援事業所 藤

相談支援事業所 藤は、特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業を運営しています。事業の内容は以下の通りで、対象者は、知的障がい、身体障がい、精神障がい、難病をお持ちの方です。（児童の場合は、障がいが疑われる場合も含みます）

○特定相談支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する障害者もしくは、障害児、又は保護者に基本相談支援及び計画相談支援を提供します。

- ・生活全般に係る相談
- ・サービス等利用計画の作成
- ・モニタリング

- ・その他、必要な支援等

○一般相談支援事業

障害者総合支援法に基づく、地域移行支援、地域定着支援を提供します。

1) 地域移行支援

施設入所支援、精神科病院、矯正施設等に入院、入所している方の退院、退所後の生活場所や日中活動の場所を見学、体験の機会を提供します。地域移行支援計画を作成し、退院、退所に向けてスムーズな支援を行います。(標準利用期間6カ月)

2) 地域定着支援

地域で単身生活、もしくは家族の支援が望めない方に地域定着支援台帳を作成し、相談対応、緊急時の訪問支援を行います。(標準利用期間1年)

○障害児相談支援事業

児童福祉法に基づくサービスを利用する障害児又は保護者に基本相談支援及び計画相談支援を提供します。

- ・生活全般に係る相談
- ・障害児支援利用計画の作成
- ・モニタリング
- ・その他、必要な支援等

管理者兼主任相談支援専門員1名(兼務)、相談支援専門員1名、事務員1名(非常勤)であり、依頼があったケースは断らずに受けています。昨年度と比較して、特定相談、障害児相談の件数は増加しておりますが、一般相談支援事業の利用者はいませんでした。

公益事業

藤の園居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業所は、住み慣れた地域に暮らす要介護者が可能な限り自立した日常生活が送れるよう、必要に応じた要介護認定の申請手続きへの対応、心身の状況、要介護者及びご家族の希望等に沿った居宅サービス等を適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス提供事業者と連絡調整を行う事業所です。

当事業所は、2018年2月1日に特別養護老人ホームとデイサービスセンターに併設して開業し、6年が経過しました。年々事業が定着しており、2023年度は常勤ケアマネージャー2名体制での活動により、ケアプラン作成者数は年度内の増減があるものの、年度末時点で1人が約30名程度を担当し、ケアプラン作成数は年間759件(要介護321件、要支援438件)、月平均約63件と前年度と比べ増加しています。また、青森市

からの依頼により、認定訪問調査業務を委託されています。月約9～10件実施しました。

2023年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、日々の変化を把握するための利用者宅訪問及びヒアリングの実施、並びに地域包括支援センターとの連携を図り、地域の方々と交流しながら相談に関わる機会を増やすことができました。

弘前大清水ホーム居宅介護支援事業所

1 施設設置目的

- (1) 地域住民が、住み慣れた地域においてその人らしい笑顔に溢れ、安心した生活を営んでいただけるよう、相談援助に努めます。
- (2) 在宅生活を送るために、ご家族・関係機関・民生委員等や地域の協力者と連携を強化することで、多角的なサービス提供のための援助をします。
- (3) ご利用者の意向を踏まえ自己決定権を尊重し、個々の有する能力に応じて自立した生活ができるよう支援します。

2 定員・現員・利用者の処遇の動き

<定員>ケアマネージャー1人あたり 39人

<利用者延べ人数>居宅介護サービス計画作成数316人

3 実施した主な事業

- (1) 介護保険事業
- (2) 介護予防事業
- (3) 弘前市受託事業

4 施設・設備の整備

なし

5 職員の活動状況

<職員配置>

所長 1名（併設事業所兼務） 事務員 1名（併設事業所兼務）

管理者兼主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 1名

<活動状況>

- (1) 要介護認定の申請代行
- (2) 相談受付、利用申し込み、契約締結
- (3) 居宅介護サービス計画の作成
- (4) アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議の開催
- (5) サービス提供における関係機関等との連絡調整
- (6) 給付管理業務、介護報酬の請求
- (7) 特定事業所集中減算の確認
- (8) 介護保険施設への入所相談

- (9) 地域包括支援センターからの委託
- (10) 地域包括支援センターへの受託料請求

6 年間の主な行事、その他

<研修>

- (1) 弘前市介護サービス事業者等集団指導
- (2) 青森県生活支援コーディネーター連絡会
- (3) 介護支援専門員研修会
- (4) 地域ケア個別会議・地域ケア推進会議
- (5) 認定調査従事者現任者研修
- (6) ふれあい居場所づくりスタッフ研修会

<施設内委員会>

- (1) リスクマネジメント・虐待防止委員会
- (2) 感染症対策委員会

藤聖母園居宅介護支援事業所

介護保険制度の居宅介護支援事業所として、要介護認定の申請代行、居宅介護サービス計画の作成、介護保険サービスの紹介、介護保険サービス事業者との連絡、調整、福祉用具の購入や住宅改修に関する相談、介護保険施設への入所相談、市町村の福祉サービスの紹介等を行っています。

2023年度は、1,481件（要介護：1,230件、要支援：251件）の居宅介護サービス計画を作成しました。7月からは、主任相談支援専門員1名増員し、主任介護支援専門員3名、介護支援専門員1名の4名体制で業務を行っています。

原則、要介護の方の支援を行う事業所ですが、要支援の方においても、地域包括支援センターと介護予防プランの委託契約を結び、計画作成を行っています。介護予防プランの委託契約先は、青森市中央地域包括支援センター、青森市地域包括支援センターみちのく、青森市南地域包括支援センター、青森市東青森地域包括支援センターの4カ所です。

収益事業

収益事業 法人本部 東京アフターケアハウス（賃貸住宅）

1 これまでの経緯

児童養護施設の入所している子どもたちが東京方面に就職等希望した場合、支援の一環として、無償で一時的に宿泊するアフターケアハウスとして活用していたものです。

しかしながら、利用する子どもたちがいなくなったことから平成15年からは運用財産の有効活用を図るため建物を賃貸として活用することとし、また2018年（平成30年）には建物の老朽化に対応して大規模改修を行いました。

2023年1月での契約解除後、新たに入居者を募集するも契約に至らないことから賃貸料を20,000円減額し募集したところ、2023年9月24日新たな契約締結となりました。

2 建物の現状

所在地（住所）	東京都板橋区赤塚新町3丁目21-10
建 物	木造瓦葺き2階建て 延べ床面積73.38㎡ 4K
月額賃貸料	120,000円
契約期間	1年以上、通常2年間
賃貸物件の管理会社	三井不動産リアルティ(株) 城北賃貸センター

3 契約の状況

2020年3月21日～2021年8月31日	賃貸料140,000円
2022年2月20日～2023年1月23日	賃貸料140,000円
2023年9月24日～	賃貸料120,000円

4 今後の対応

三井不動産リアルティ(株)城北賃貸センターは、賃貸物件として不動産業者に賃貸管理業務を委任しており、入居者の斡旋から賃料等の収納代行、未収金対応、連絡受付・取り次ぎ、設備故障の対応等管理を依頼しています。

今後は家賃の遅延等が発生していないかを確認し、長期間の賃貸となるよう不動産管理会社と連携を図りながら事業を展開します。